

運営費交付金の削減は大学の自立性を脅かす！ 賃金カットは復興支援につながらない！

大学執行部は経営者としての説明責任を果たせ

2/29 に成立した国家公務員給与減額の特例法への対応について、大学側は「情報不足のため当面実施しない」と回答した3/21の交渉以降、全く方針を示していません。一般の教職員に対して、大学の方針をすみやかに説明することが、最高経営責任者としての学長・理事の責任です。

野田内閣 - 財務省、運営費交付金削減を決定

5/11 付の日本経済新聞は、「政府は、2月に決まった国家公務員の給与削減に関連して、独立行政法人や国立大学など国の公的機関の職員の人件費も減らし、復興財源に充てる方針を固めた」と報じました。未曾有の大震災からの復興に際し、多大な資金が必要になることは間違いありません（復興支援に寄与するため、金沢大学をはじめ多くの国立大学法人の教職員も、震災直後から教育・研究・医療分野等の持てる知見や技術を被災地や政府に提供してきました）。

安住財務大臣は、次の予算編成の際に給与削減相当額を運営費交付金から削減したいとの見解を示しています。次の予算編成発言がいつを指すか不明ですが、決定済みの予算を年度途中で「減額補正」するのは、事実上戦後初めてのことです。しかも国立大学法人は6年単位の中期目標・計画に基づいて運営されており、途中での運営費交付金の大幅削減があれば、計画の達成は著しく困難となり、国民共通の財産である国立大学法人制度そのものを崩壊の危険にさらす、許し難い行為です。

野田内閣も、それが法人の自立性を脅かす違法行為であることを承知しているのでしょう。この方針は、内閣法で定められた法的拘束力を持つ閣議決定ではなく、あくまで「閣僚懇談会の席上での要請」に留めざるを得ませんでした。決定は強制ではなく法的な根拠に基づいた措置ではあ

りません。文部科学大臣等が「あくまで自主的な決定をお願いするものだ」と言っている点は重要です。

運営費交付金減額「300億円」が意味すること

日経新聞は 国立大学の運営費交付金は1.1兆円の内、300億円が削減される と報じています。万が一減額されるとしても、この300億という金額の意味は大変重要です。というのは、国立大学教職員の人件費を国家公務員通り平均7.8%削減した場合、700億円程度の減額が警戒されていたからです。つまり300億という金額は、7.8%減額した場合の約40%であり、給与の減額率でいうと約3% (7.8% × 0.4) にすぎません。

復興支援と賃下げ回避は両立可能！

震災復興支援は、大規模な国家的プロジェクトだけでなく、個人ベースの取り組み（ボランティア、地域製品の購入、当地への旅行など）も重要な意義があります。画一化しがちな国の政策を補う上でも、柔軟かつ多様な支援が求められているはずです。そのため、個人による復興支援活動の原資となる賃金を必要以上に減額することはかえって復興を遅らせかねません。

国立大学全体の運営費交付金の1.1兆円の内、減額は300億です。この割合から推測すると、金沢大学の減額は3.5億円に過ぎません！ そしてこの捻出方法こそ、国立大学法人の自由裁量であり、給与の引下げとセットではありません。文部科学省からの「お願い」は、運営費交付金を今年度と来年度の2年間に限って減額させてほしい、ということだけです。

2009年・2010年の人事院勧告による人件費減額分は、それぞれ3.6億と2.1億で、合計5.7億円になります。大学はこの分を、賃下げがなければ実施できなかった施設整備

などの事業費に使ってきました。必要な事業は先行実施されたのですから、今年度は賃下げ相当額の事業を見送っても、財政上の問題はないはずです。

そもそも今回の施策の目的は復興支援であり、人件費削減でないことは大学当局も十分理解しているはずです。皆で知恵を絞って復興を成し遂げることこそが求められています。

私たちは、経営努力なしに安易に人件費カットが中心の提案がなされた場合、団体交渉でその問題点を徹底的に追求します。賃下げを実施するなら、大学側は賃下げコソが震災復興に直結することを証明しなければなりません。

労働契約法で義務づけられた、不利益変更にともなって生じる経営側の責務（変更の必要性・合理性の説明、代償措置の提案）を履行しないで賃下げすることは、法令上、許されません。

すべての教職員の皆様のご支援ご協力をお願いします。

金沢大学教職員組合 加入申込書

申込日 年 月 日

氏名

部局名

内線番号

職種

電話

学内便で金沢大学教職員組合（角間）までお送りください。

組NEWS合
号外

2012年5月17日

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
発行：金沢大学教職員組合執行委員会
住所：金沢市角間町 角間内線2105
直通電話(076)262-6009 (FAX 同)
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ http://www.ku-union.org/